永平寺町小規模農家営農継続支援事業補助金交付要領

（目的）

第１条　この要領は、永平寺町補助金等交付規則（平成１８年２月１３日規則３８号）および永平寺町農林課所管補助金等交付要綱(令和２年４月１日告示第６２号)に基づき、将来的に経営を継続できる個人農業者に対し、安定・継続的な農業生産活動を推進するために必要な農業機械の整備、更新にかかる補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助対象者は、７年以上継続して営農し、経営面積を現状維持する見込みがあり、生産調整を実施し、米生産数量の目安（面積換算値）を遵守する認定農業者(認定新規就農者含む)以外の個人農業者とする。

（補助対象機械）

第３条　補助対象機械は、次に掲げる水稲耕作用の農業機械とする。ただし、１事業者当り１回限りとする。

1. トラクター（アタッチメント等関連農機具を含む。）
2. コンバイン
3. 田植機（溝切機等関連農機具を含む)

（補助金額等）

第４条　補助金額は、永平寺町小規模農家営農継続支援事業採択基準、別表１、別表２により、予算の範囲内において交付する。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、永平寺町小規模農家営農継続支援事業補助金交付申請書(様式第１号)を町長に提出するものとする。

（補助金交付の決定）

第７条　町長は、第６条の規定により提出された申請書が、補助金交付の要件に適合すると認めた場合は交付を決定し、永平寺町小規模農家営農継続支援事業補助金交付決定通知(様式第２号)により申請者に通知する。

(入札てん末の報告)

第８条　第７条の規定による補助金交付の決定を受けた者は、機械等の整備等にかかる入札を終了したときはすみやかに、永平寺町小規模農家営農継続支援事業入札てん末報告書(様式第３号)を町長に提出しなければならない。

（納入確認検査）

第９条　第７条の規定による補助金交付の決定を受けた者は、機械導入後、速やかに永平寺町の納入確認検査を受けなければならない。

２　町長は前項の検査後に補助対象事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、交付決定した金額を概算払により交付することができる。

（実績報告）

第１０条　第９条の規定による納入確認検査を受けた者は、永平寺町小規模農家営農継続支援事業補助金交付実績報告書(様式第４号)を町長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第１１条　町長は、前条の規定により提出された実績報告書に基づき、補助金の要件に適合すると認めた場合は補助金の額を決定し、永平寺町小規模農家営農継続支援事業補助金確定通知(様式第５号)により申請者に通知する。

２　町長は前項により額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金交付請求）

第１２条　前条の規定による補助金額の確定通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとする際は、永平寺町小規模農家営農継続支援事業補助金(概算払)請求書(様式第６号)を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し）

第１３条　町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが判明した場合は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第１４条　町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、当該補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

２　当該補助金で導入・更新した機械を、耐用年数が経過しない間に売却・処分した場合は、当該補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第１５条　補助事業者は、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産を、町長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは用途を廃止し、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の全部又は一部を返還し、若しくは当該財産の耐用年数を経過した場合、又は町長が定める場合は、この限りでない。

(帳簿等の備付け)

第１６条　補助事業者は、当該補助事業等に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を備え付け、当該事業完了後耐用年数が経過するまで保存しなければならない。

(調査等)

第１７条　町長は、当該補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員に関係書類その他の物件を調査させることができる。

（事業実施期間）

第１８条　本事業の実施期間は、令和３年度から令和５年度の３ヶ年とする。

２　計画書に基づく事業の実施期間は、当該年度内とする。

（その他）

第１９条　この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。